様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。

(2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。

(3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。

(4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを一切請求することができません。

(5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称　　印
住所
電話番号
担当者氏名

附　則

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

○内閣府
経済産業省令第二号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行に伴い、特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する命令（平成十二年通商産業省令第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特定の商品」の下に「、物品」を加え、同条第一号ロ中「国民の日常生活に係る取引において」を削り、「権利」の下に「、購入される物品」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

# 告　示

○内閣府
経済産業省告示第一号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十二条第一項の規定に基づき、国際物流拠点産業集積地域を次のように指定し、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

名　称　国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区
区　域　沖縄県那覇市字鏡原伊保原二五二番五（空港内）の二級基準点基一九から八二度四分三〇・二七秒の線上四四一・七九七メートルの地点、北緯二六度一二分五六・三三六五秒、東経一二七度三九分七・〇三二七秒の地点を起点とし、同起点から一六三度二五分四五・四秒の線上九〇・六〇七メートルの地点、同地点から六八度一分二五・七二秒の線上二二九・〇七〇メートルの地点、同地点から三三七度五九分五三・二秒の線上九〇・二八二メートルの地点及び、同地点から起点とを順次直線で結んだ線により囲まれた土地二〇、二八四・八九平方メートル

名　称　国際物流拠点産業集積地域那覇港地区
区　域　沖縄県那覇市字天久前原一一五九番地二八の三等三角点父（一）天久岳から二八〇度〇三分〇九秒の線上一、〇七四・〇五メートルの地点、北緯二六度一三分五七秒、東経一二七度四〇分二〇秒の地点を起点とし、同起点から〇度〇〇分〇七秒の線上一五七・九〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇一分三七秒の線上一九・〇四メートルの地点、同地点から〇度〇二分四五秒の線上三二・五三メートルの地点、同地点から〇度〇二分二三秒の線上一八三・七〇メートルの地点、同地点から三五七度二一分五二秒の線上四八・二七メートルの地点、同地点から三五九度五九分五四秒の線上一三五・六九メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分〇〇秒の線上一四六・六七メートルの地点、同地点から一八〇度〇〇分〇三秒の